

袋井市農業委員会総会議事録

- 1 開会の日及び場所 令和5年5月16日（火） 午後1時30分～午後2時30分
袋井市役所 301 会議室

- 2 議事の構成 農業委員16名
- | | | | | | | |
|------|------|----|-----|------|----|-----|
| 出席委員 | 1 番 | 松田 | 明久 | 2 番 | 木野 | 浩之 |
| | 3 番 | 永井 | 英男 | 4 番 | 石黒 | 正幸 |
| | 5 番 | 井口 | 喜裕 | 6 番 | 永田 | 勝美 |
| | 7 番 | 西村 | 淳子 | 8 番 | 天野 | 智康 |
| | 9 番 | 村松 | 恵美子 | 11 番 | 鈴木 | 稔 |
| | 12 番 | 加藤 | 元章 | 13 番 | 金原 | 純一郎 |
| | 14 番 | 渥美 | 敦子 | 15 番 | 石川 | 智康 |
| | 16 番 | 安間 | 啓一 | | | |

欠席委員 10 番 荻原 克夫

- 3 事務局
- | | |
|--------------|-----|
| 農政課長 | 1 人 |
| 参事兼農地利用係統括係長 | 1 人 |
| 課長補佐兼農業振興係長 | 1 人 |
| 主幹兼農地整備統括係長 | 1 人 |
| 農地利用係長 | 1 人 |
| 農地利用係主任 | 1 人 |
| 農地利用係主事 | 1 人 |
| 農業経営指導マネージャー | 1 人 |

4 議 事

事務局
（鈴木
賢）
会長

それでは、ただいまから5月の総会に入ります。
ここからの議事につきましては、会長の進行でお願い致します。

それでは、ただいまから5月の総会を開会いたします。
最初に、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。
議事録署名人は、総会会議規則第18条第2項の規定に基づき、
「11番 鈴木 稔委員」、「12番加藤 元章委員」を指名いたします。

次に、日程第2
「議第19号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
(浜本)

それでは1ページをご覧ください。

議第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」。農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定するため、農地法第3条の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

令和5年5月16日、袋井市農業委員長 永田勝美。

【1】

下山梨 []、田、[] m²

[] から [] への所有権贈与になります。

【2】

諸井 []、畑、[] m²、外3筆、計 [] m²

[] から [] への所有権移転になります。

【3】

中新田 []、田、[] m²

[] から [] への所有権移転になります。浅羽農園の貸付地につきましては、浅名地内の農地を集団的な農地の一部として貸し付けております。

計3件、5,478 m²でございます。

以上でございます。

会長

次に担当農業委員から説明をお願いします。

鈴木委員

1番の説明をいたします。

申請地は、下山梨 [] の南側になります。

[] さんから [] さんへの所有権贈与となります。

現在、[] さんが耕作していて、今後も [] さんは農業ができない。

この場所は、苗場として [] さんが耕作しており、問題ないと思われます。ご審議、よろしくお願いいたします。

加藤委員

2番の説明をいたします。

申請地は、諸井で [] 南側になります。

[] さんから [] さんへの所有権移転となります。

この茶畑は、耕作している [] さんに売買の話を持ち掛けましたが、断られ、周辺で耕作している [] さんをお願いしたところ承諾していただきました。特に問題ないと思います。

ご審議、よろしくお願いいたします。

安間委員

3番の中新田の説明をいたします。

場所は、中新田になります。

この場所を耕作していたのは、[]さんという方で、買ってまで耕作しないとのことで、周辺で耕作している[]に言っ
たところ承諾していただきました。

地域の担い手に耕作していただけることは、望ましいことだと思います。
特に問題ないと思われます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたし
ます。

議第19号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ご
ざいませんか。

< 異議なしの発言 >

会長

ご異議なしと認めます。

よって議第19号については、承認することに決しました。

事務局
(川村)

次に「議第20号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と
いたします。事務局から議案の説明をお願いします。

それでは、3ページをご覧ください。議第20号「農地法第4条の規定によ
る許可申請について」。農地を転用するため、農地法第4条第1項の規定に
よる許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

令和5年5月16日 袋井市農業委員長 永田勝美。

【1】

川井[]、畑、[]㎡につきましては、[]が貸駐車場敷地
のため、転用申請するもので、申請地は、準住居地域に指定されており、第
3種農地に該当します。

【2】

堀越[]の一部、畑、[]㎡の内[]㎡につきましては、[]
が貸駐車場敷地のため、転用申請するもので、申請地は、第一種住居地
域に指定されており、第3種農地に該当します。

以上、計2件、畑、289㎡でございます。

次に担当農業委員から説明をお願いします。

木野委員

1 番の説明をいたします。

申請地は、川井で■■■■■となっております。自治会は中町の地区で、旧東海道と県道磐田袋井線の間にある■■■■■と呼んでおりますが、旧の■■■■■さんの■■■■■隣になります。

今回の申請は、■■■■■さんで■■■■■住んでいた方で、元屋敷と農地が残ってございました。現在コンクリート張りになっておりますが、以前、自治会の資源回収場所として利用したと伺っております。その後、近所の方が駐車場として利用してございました。

始末書が提出されておりますが、皆さんにご審議していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

永井委員

2 番の説明をいたします。

申請地は、堀越で主要地方道浜北袋井線、通称インター通りの■■■■■東側になります。

この場所は、■■■■■一時転用申請が出された場所になります。

■■■■■さんが所有する農地の一部を転用して、自身が近くで所有する貸店舗の従業員の貸駐車場にするための申請です。

現場は碎石敷で排水についても問題ないと思われます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。

議第20号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

＜ 異議なしの発言 ＞

ご異議なしと認めます。

よって議第20号については、承認することに決しました。

次に「議第21号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
(川村)

それでは、4 ページをご覧ください。議第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」。農地を農地以外のものにするため、農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、下記のとおりありましたので審議を求めます。

令和5年5月16日、袋井市農業委員会 永田勝美。

【1】

川井 [redacted]、畑、 [redacted] m²につきましては、 [redacted] から [redacted] へ所有権移転により、宅地分譲のため転用申請されるもので、申請地は、準住居地域及び近隣商業地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【2】

木原 [redacted]、畑、 [redacted] m²につきましては、 [redacted] から [redacted] へ所有権移転を行い、建売住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【3】

新池 [redacted]、田、 [redacted] m²ほか1筆、計 [redacted] m²につきましては、 [redacted] ほか1名から [redacted] ほか1名へ所有権移転を行い、店舗兼自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【4】

久能 [redacted]、田、 [redacted] m²ほか1筆、計 [redacted] m²につきましては、 [redacted] から [redacted] へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【5】

堀越 [redacted]、田、 [redacted] m²につきましては、 [redacted] から [redacted] へ賃貸借により、資材置場敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種住居地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【6】

村松 [redacted]、田、 [redacted] m²につきましては、 [redacted] から [redacted] へ所有権移転を行い、太陽光発電施設敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【7】

岡崎 [redacted]、畑、 [redacted] m²ほか1筆、計 [redacted] m²につきましては、 [redacted] から [redacted] へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【8】

岡崎 []、畑、 [] m²ほか2筆、計 [] m²につきましては、 []
[]へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転
用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない
農地であることから、第2種農地に該当します。

【9】

上山梨 []、田、 [] m²ほか1筆、計 [] m²につきましては、
[]へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地拡張として
転用申請されるもので、申請地は、第2種中高層住居専用地域に指定されて
おり、第3種農地に該当します。

【10】

宇刈 []、田、 [] m²につきましては、 [] から []
[]へ使用貸借により自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地
は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種
農地に該当します。

【11】

富里 []、田、 [] 1 m²ほか1筆、計 [] m²につきましては、 []
[]へ所有権移転を行
い、太陽光発電施設敷地として転用の申請されるもので、第1種農地および
第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【12】

湊 []、田、 [] m²ほか1筆、計 [] m²につきましては、
[] から []へ所有権移転を行
い、駐車場敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地
の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

なお、申請地は、令和5年3月23日付けで袋井市土地利用事業の承認を受け
ております。

また、申請地は平成16年1月22日付で事務所用地のため、転用許可を受け
ておりましたが、今回、計画変更を行うものでございます。

【13】

湊 []、田、 [] m²ほか1筆、計 [] m²につきましては、 []
[]へ所有権移
転を行い、太陽光発電施設敷地として転用申請されるもので、申請地は、街
区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

以上、計13件、田、6,802 m²、畑、824 m²でございます。

会長

次に担当農業委員から説明をお願いします。

木野委員

1 番の説明いたします。

申請地は、先ほど 4 条 1 番で説明をしていただきました川井の [] [] 南側になります。申請者も同一で [] さんになります。

宅地と一緒に [] の宅地分譲敷地として所有権移転をするものです。始末書が同じように出されております。農地の一部を駐車場として利用しておりました。

準住居地域で周囲は、商業地域でもあり、雨水等も北側道路側溝へ放水するものであります。

皆さんのご審議をお願いいたします。

続きまして 2 番の説明をいたします。

申請地は、木原地区で木原の [] の北東で、 [] の西側になります。

今回の申請は、木原の [] さんが建売住宅敷地として [] へ所有権移転になります。周囲は既に宅地化されていて、排水はすぐ南側の道路側溝へ流すもので、特に問題ないと思われます。

ご審議、よろしく願いいたします。

同じく 3 番の説明をいたします。

申請地は、新池 [] の東側、 [] になります。

今回の申請は、 [] さんと [] さんが愛野に住んでおられます [] さんへ店舗兼自己用住宅地、駐車場敷地として所有権移転するものであります。

汚水は、北側の下水道へ雨水は北側の道路側溝へ排水するもので、特に問題ないと思われます。

ご審議、よろしく願いいたします。

永井委員

4 番の説明をいたします。

申請地は、久能です。市道村松山梨線の北側で、 [] になります。

[] さんから [] さんへ所有権移転をして、自己用住宅敷地にするための申請です。

汚水は、公共下水道に接続し、雨水は隣接する排水路に流す計画です。

図面のとおり 2 筆の間に官地がありますが、問題ないと伺っております。

ご審議、よろしく願いいたします。

続きまして 5 番の説明をいたします。

申請地は堀越です。

市道川井山梨線の西側で、 [] の北方向になります。

[] さんが [] への賃貸借で、 [] の駐車場と資材置場の敷地にするための許可申請です。

造成は碎石敷で、雨水は隣接する道路側溝へ流す計画です。

特に問題ないと思われます。
ご審議、よろしくお願いいたします。

石黒委員

6番の説明をいたします。
申請地は、村松■■■■で、■■■■の東側■■■■
付近になります。
■■■■が■■■■さんの土地を譲り受けまして、太陽光発電施設を
設置したいとの申請であります。
周りは住宅地が点在する場所で、第3種農地になります。
周辺の農地には大きな影響がないと思われます。
雨水については、東側に水路がありますので、そちらの方に流します。
特に問題ないと思われます。
ご審議、よろしくお願いいたします。

埋田委員

7番の説明をいたします。
7番、8番は同じ場所になりますので、一括して説明いたします。
場所は、笠原■■■■の南側になります。
譲渡人の■■■■さんの孫の自己用住宅敷地の申請になります。
排水については、軽便鉄道の跡地に側溝がありますので、そちらに流す計
画となっております。
特に問題ないと思われます。
よろしくご審議お願いいたします。

鈴木委員

9番の説明をいたします。
申請地は、上山梨■■■■の北側になります。
■■■■さんから■■■■さんへの所有権移転となります。
■■■■さん宅は、駐車スペースが少なく、隣接する農地を転用して、駐車場
として利用したいとのことです。
雨水については、道路側の側溝と自然浸透となります。
周辺も住宅地となっており、問題ないと思います。
ご審議、よろしくお願いいたします。

引き続き10番の説明をいたします。
申請地は、宇刈で、■■■■東になります。
■■■■さんから■■■■さんへ使用貸借で自己用住宅敷地としての申請になりま
す。
この場所は、もともと作業小屋が建っていた場所だそうです。
生活排水は、合併浄化槽にて道路側溝に流す計画となっております。
周辺への影響はないと思われますので、よろしくご審議お願いいたしま
す。

金原委員

11番の説明をいたします。
申請地は、富里で■■■■の西側になります。

この場所は、耕作もされておらず、空き地となっておりました。
この場所に太陽光発電施設を設置しても周辺への影響はないと思われます。
東側は通学路となっておりますが、フェンスで囲みますので安全に通学できると思われます。
雨水は自然浸透で、問題ないと思われます。
ご審議、よろしくお願いいたします。

安間委員

12番、湊の説明をいたします。
[] 駐車場敷地としての申請になります。
場所については、湊で [] まっすぐ南に行き、 []
[] 東にいったところです。
[] 従業委員の駐車場として利用いたします。
特に問題ないと思われます。
ご審議、よろしくお願いいたします。

次に13番の説明をいたします。
場所は、湊で [] 海に抜ける途中になります。
この場所は、以前、 [] で、スイカの出荷場がありました。
土地改良を行うときに、個人の名義に移転し、残土を置いた場所で、現在は、荒れ地となっております。
この場所に新潟の会社が太陽光発電施設を設置したいとの申請がありました。
特に問題ないと思われます。
ご審議、よろしくお願いいたします。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。
議第21号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの発言 >

ご異議なしと認めます。
よって議第21号については、承認することに決しました。

次に、「議第22号 農用地利用集積計画の決定について」
を議題といたします。
それでは、事務局 議案の説明をお願いします。

事務局
(浜本)

8ページをごらんください。
議題22号 農用地利用集積計画の決定について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画が下記のとおりありましたの

で、審議を求めます。令和5年5月16日 袋井市農業委員長 永田勝美。

それでは、50ページをご覧ください。

令和5年5月17日公告予定の農用地利用集積計画総括表でございます。今回の利用権設定面積等の合計は、表の一番右下の欄ですが、約63ヘクタールでございます。

それでは8ページをご覧ください。

利用権各筆明細（一般）新規3年（令和5年6月1日～令和8年5月31日）令和5年5月17日公告。

【1】

小山 [REDACTED]、田、[REDACTED] m² 貸主、[REDACTED]、借主、[REDACTED]
水稻、無償、外8筆。

9ページをご覧ください。

合計9筆、4,426 m²、貸主7人、借主6人でございます。

10ページをご覧ください。

利用権各筆明細（一般）再設定3年（令和5年6月1日～令和8年5月31日）令和5年5月17日公告。

【1】

豊沢 [REDACTED]、畑、[REDACTED] m² 貸主、[REDACTED]、借主、[REDACTED]
茶、金納 [REDACTED]、外11筆

11ページをご覧ください。

合計12筆、6,359 m²、貸主4人、借主4人でございます。

12ページをご覧ください。

利用権各筆明細（一般）新規6年（令和5年6月1日～令和11年5月31日）令和5年5月17日公告。

【1】

友永 [REDACTED]、田、[REDACTED] m² 貸主、[REDACTED]、借主、[REDACTED]
水稻、物納、米 [REDACTED]、外18筆

13ページをご覧ください。

合計19筆、24,403 m²、貸主11人、借主9人でございます。

14ページをご覧ください。

利用権各筆明細（一般）再設定6年（令和5年6月1日～令和11年5月31日）令和5年5月17日公告。

【1】

村松 [REDACTED]、田、[REDACTED] m² 貸主、[REDACTED]、借主、[REDACTED]

水稻、物納、米 [REDACTED]、外25筆

16ページをご覧ください。

合計26筆、36,998㎡、貸主8人、借主6人

17ページをご覧ください。

利用権各筆明細（一般）新規10年でございますが、（令和5年6月1日～令和15年5月31日）令和5年5月17日公告。

【1】

西田 [REDACTED]、田、 [REDACTED] ㎡ 貸主、 [REDACTED]、借主、 [REDACTED]

[REDACTED]、水稻、金納 [REDACTED] 外324筆

42ページをご覧ください。

合計325筆、469,831.50㎡、貸主147人、借主23人でございます。

43ページをご覧ください。

利用権各筆明細（一般）再設定10年（令和5年6月1日～令和15年5月31日）令和5年5月17日公告。

【1】

深見 [REDACTED]、田、 [REDACTED] ㎡ 貸主、 [REDACTED]、借主、 [REDACTED]

[REDACTED]、水稻、物納米 [REDACTED]、外39筆

46ページをご覧ください。

合計40筆、58,659㎡、貸主16人、借主10人でございます。

47ページをご覧ください。

利用権各筆明細（中間管理機構）新規10年 一括方式（令和5年6月1日～令和15年5月31日）令和5年5月17日公告。

【1】

彦島 [REDACTED]、田、 [REDACTED] ㎡ 貸主、 [REDACTED]、借主、 [REDACTED]、

水稻、金納 [REDACTED] 外10筆

合計11筆、7,892㎡、貸主2人、借主2人でございます。

48ページをご覧ください。

所有権移転各筆明細 令和5年5月17日公告。

【1】

梅山 [REDACTED]、田、 [REDACTED] ㎡ 渡人、 [REDACTED]、受人、 [REDACTED]

[REDACTED]、水稻、対価 [REDACTED] 外23筆

49ページをご覧ください。

合計24筆、20,291.78㎡、売り手3人、買い手5人でございます。

補足説明をいたします。

No.9、借り手 [REDACTED] さんについて説明いたします。川根 [REDACTED] にお住ま

いの方で、川根[]で主にお茶を[]栽培している農家です。

今回、宇刈 畑[]を借り受け、レモン、野菜を栽培する計画となっております。今回、申請している農地の東側に息子さんが住んでおり、農作業についても共同で行う予定です。また、将来、この付近へ居住することも考えております。

No.18番の[]の説明をいたします。

会社の事業内容は、太陽光電源開発です。今回は、太陽光発電とは別に、一般法人として、解除付利用権で農業参入を行う計画となっております。作物については、オクラ、アスパラ、ニンジン、ゴボウ、長ネギ、ほうれん草、ダイコン等をポット栽培にて作付けし、今後、作物を選定し、事業を拡大していきたいとのことです。

No.323 ～ 325 の[]さんについて説明をいたします。

[]さんは、現在、[]支援事業の研修生です。今回、浅羽[]の[]さんのメロン温室の跡地を借り受け、連棟のビニールハウス1棟、育苗ハウス1棟を設置し、イチゴを栽培する計画です。また、今後、認定新規就農者の申請する予定となっております。

No. 323、No.324、No.325 の賃借料は、実際の支払い金額に基づき、10アール当たりの金額を算出したものとなります。

実際の支払い金額は、No. 323 []、No.324 []、No.325 []となっております。

所有権移転の案件でございますが、農業経営基盤強化促進法における所有権移転の要件は、申請地が農業振興区域の農用地であること、買い手が認定農業者であることとなっております。

今回の買い手5名ですが、現在耕作している場所になりますので、取得後においても、周辺農地に与える影響はないと思われます。

以上でございます。

会長 事務局の説明が終わりましたので、ここで4月26日に開催された農用地利用調整会議の結果について、古川委員長から報告をお願いします。

古川委員 令和5年度の1回目の利用調整会議を4月26日水曜日 301 会議室において開催いたしました。

事務局から説明がありましたとおり、質疑もなく問題ないこと確認させていただきましたことを報告いたします。

会長 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

永井委員 13ページの[]の件ですが、農地を借りてオクラ、アスパラ等を耕作するといことですが、初めての参入となりますので、地元の部農会には情報提供してあるのでしょうか。

事務局
(浜本) 現時点では、部農会長さんへの連絡はしてありません。

永井委員 会社が栽培を始めることを地元は、解っていないということですか。
地元が行う草刈りとか溝さらいなど、コミュニケーションが心配で質問させていただきました。

事務局
(浜本) 必要があれば、[]に確認したいと思います。

会長 必要があるか、ないかは、事前に事務局で判断していただきたいと思います。

事務局
(鈴木) ご意見ありがとうございました。やはり、近隣との連携、御理解が欠かせませんので、事務局から地元の部農会長さんに一言、お願いしますと依頼させていただきます。

会長 外には質問ありませんか。
質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。
議第22号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

く 異議なしの発言 く

ご異議なしと認めます。
よって議第22号については、承認することに決しました。

事務局
(浜本) 次に議第23号袋井市空き家に附属した農地の別段面積取扱要領の規定による別段面積を適用する農地の指定の解除についてを協議いたします。
事務局より説明をお願いします。

それでは51ページをご覧ください。
議第23号「袋井市空き家に付属した農地の別段面積取扱要領の規定による別段面積を適用する農地の指定の解除について」。袋井市空き家に付属した農地の別段面積取扱要領第10条第1項に基づき、空き家に付属した農地としての指定を解除するため、下記のとおり審議を求めます。
令和5年5月16日、袋井市農業委員会 会長 永田 勝美。

空き家に付属した農地としての指定を解除する農地 袋井市山科■■■■
■■■■、農業委員会が廃止する別段の面積 ■■■■㎡

事務局よりご説明いたします。

令和4年12月の農業委員会で袋井市空き家に付属した農地の別段面積取扱要領に基づき、別段の面積の設定を行いました。それに伴い、令和5年の3月農業委員会で農地法第3条の許可を受け、空き家を取得した者が空き家に付属した農地を取得したため、今回、農業委員会の決定を経て、指定を解除するものでございます。

補足説明をいたします。 今回の申請地につきましては、先月の農業委員会にて袋井市空き家に付属した農地の別段面積取扱要領に基づき審議を行い、下限面積が210㎡となっております。受人の■■■■さんは現在農地を所有しておりませんが、権利取得後に農地所有面積が210㎡となりますので、下限面積要件について特段問題ありません。

また、自宅前農地の取得となり、全部耕作要件等その他の要件についても問題ないと考えます。以上でございます。

会長 ただいま説明がありました件について、ご質問はありませんか。

天野委員 本年4月に下限面積が廃止になりました。
 空き家付属した農地を耕作すれば、空き家と一緒に農地も買うことができるようになったと思いますが、指定の解除が必要なのですか。

事務局
（浜本） 天野委員の言うとおり、本年4月から下限面積の要件はなくなり、以前のように3,000㎡耕作していなくても農地を取得することが可能となりました。
 今回、空き家に付属した農地については、下限面積が撤廃する前、令和4年12月に農業委員会において議決されておりますので、解除するために議案として提出させていただいております。

会長 そのほか、ありましたらお願いいたします。
 ご質問もないようですので、議第23号袋井市空き家に附属した農地の別段面積取扱要領の規定による別段面積を適用する農地の指定の解除については、事務局案のとおりのもので、ご異議ございませんか。

＜ 異議なしの発言 ＞

異議なしと認めます。

以上で、協議事項の日程が終了しました。

次に、日程第3

「報第8号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」
「報第9号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可決定及び指令書の交付について」

事務局から報告をお願いします。

事務局
(浜本)

それでは、52ページをご覧ください。

報第8号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による合意解約の通知が下記のとおりありましたので、報告します。

令和5年5月16日、袋井市農業委員会 会長 永田勝美。

【1】

山科 []、田、 [] m² []、 []、耕作目的、ほか6件計7件、 [] m²でございます。

以上でございます。

事務局
(川村)

次に、54ページをご覧ください。

報第9号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可決定及び指令書の交付について（会長専決事項）」。袋井市農業委員会会長専決規程第2条により下記のとおり執行しましたので、報告します。

令和5年5月16日、袋井市農業委員会 会長 永田勝美。

令和5年4月21日に開催されました常設審議委員会において、農地法第5条2件が許可相当とされましたので、報告いたします。申請地が久能 []、転用者が [] の案件及び、申請地が小山 []、転用者が [] の案件になります。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。

以上で、協議事項の日程が終了しました。

議事録署名人